

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

市立学校の夏季休業日の期間は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）において「7月21日から8月26日まで」と定められていますが、8月の猛暑により児童及び生徒の健康への影響が懸念されることから、児童及び生徒の安全を確保するため、規則を改正し、夏季休業日の期間を延長するものです。

2 改正概要

今回の改正は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び併設型中学校の夏季休業日の期間について、これまで「7月21日から8月26日まで」だったものを「7月21日から8月31日まで」に延長するものです。

横浜市立小学校、中学校及び義務教育学校の夏季休業日については規則第4条第1項第4号に、横浜市立高等学校の夏季休業日については規則第36条の3第1項第4号にそれぞれ規定されており、両規定中の「8月26日」を「8月31日」に改正します（なお、特別支援学校については規則第48条第1項により規則第4条第1項の規定が、併設型中学校については規則第58条により規則第36条の3の規定がそれぞれ準用されます。）。

3 施行予定日

令和9年4月1日から施行

4 根拠法令

学校教育法施行令第29条